

③ アルコール・タバコ・火器取締局（A T F）

A T Fは、主に火器、爆発物の規制や違法売買等の取締りに従事している。伝統的に国内犯罪（国際犯罪は税関やF B I等が主に対応）を対象とし、外国人の場合でも、捜査対象の99%が銃器ディラー等のビジネスマンであり、ほとんどの被疑者が英語を話すので通訳の必要性はそれほど高くない。

A T F部内にもスペイン語やロシア語、中国語等の外国語を話せる捜査官もいるが、それほど多くはなく、必要なときは主に他の捜査機関、例えばI N Sや郡警察、地方警察等に協力を求め、それらの機関の通訳を使用している。

3 ワシントン州における通訳人問題

(1) 序

ワシントン州では、1973年に「法手続きにおける聾啞者の手話通訳人に関する法律」が制定され、その後1983年に修正が加えられ、英語の話せない異文化出身者に対する外国語通訳人に関する条項が追加された。しかし、この外国語通訳人に関する条項は、裁判における当事者に対するごく一般的なものであったことから、1986年、同州の高位裁判所において外国語通訳人諮問委員会を設け、法の下の平等を実現させるため、法手続きにおいて英語の話せない者に対して通訳人の確保を如何に保証すべきかを検討した。

その結果、1989年にワシントン州修正法典第2編第3章で「英語を話さない者のための通訳人法（Interpreters for Non-English-Speaking Persons）」（以下、「通訳人法」とする）を制定し、裁判手続きにおける外国語通訳人の選任、報酬、宣誓、通訳人をつける権利の放棄、資格試験・訓練及び倫理等について制定した。

(2) 通訳人の種類

① 公認通訳人

通訳人法では、当該外国語にかかる公認通訳人が登録されていないなど公認通訳人を選任できない合理的な理由がある場合を除いては、公認通訳人を選任することを原則としている（同第3条）。公認通訳人の登用、選任、運用は、裁判所管理事務局（Office of the Administrator for the Court）の所掌事務となっている（同第7条）。

裁判所管理事務局は、大学等の学校教育機関及びその他の関係機関と協力して公認通訳人の登用に必要な資格試験や訓練等の制度を確立、運用しなければならない。この資格試験では、英語及び外国語による筆記試験並びに実際の法廷で交わされるやりとりを模した会話の同時・逐語通訳及び関係書類を直ちに外国語に翻訳する等の実技試験が行われている。

資格試験は年2回、裁判所管理事務局の主催で行われており、現在需要の多いスペイン語、カンボジア語、ラオス語、韓国語、ベトナム語、ロシア語、広東語の7カ国語が対象とされている。最近需要の増加しているタガログ語、エチオピア語が今後の追加対象とされている。

通訳人法では、裁判所管理事務局は、公認通訳人に対する訓練及び通訳能力の確認のための能力試験を定期的に実施しなければならないとされている。しかし実際には、この種の訓練や能力試験は実施されておらず、その代わりに同事務局の分室として高位裁判所内に設置された法廷通訳人事務所（Office of the Interpretation Service in the Court）が部外において開催される語学セミナー、研修会等の開催通知を事務所内掲示板に掲載して、公認通訳人への自主研鑽を呼びかけている。

裁判所管理事務局は、登用試験に合格した者等のリストを作成して判事、検事、弁護士等の関係者に配付している。公認通訳人選任の手続きは、裁判官等の通訳人選任要請に基づき、法廷通訳人事務所が公認通訳人に連絡して、スケジュール調整を行っている。スペイン語などの使用頻度の高い言語であれば公認通訳人の確保が容易であるが、特殊な言語となると通訳人も少なく、また遠隔地に居住していたり、スケジュールが競合するなど、公判期日までに確保するのに苦労がある。

②未公認通訳人

通訳人法は、公認通訳人を選任できない十分な理由がある場合には、「資格を有する」未公認通訳人を選任できるとしている。

裁判所管理事務局では、1998年1月現在、74カ国語の未公認通訳人を確保し、必要に応じて法廷通訳人として運用している。

未公認通訳人の選任に当たっては、当該通訳人が、

- ・英語と当該外国語の双方による意思伝達が十分に行えること
- ・裁判所により規定された通訳人倫理規則を読み、理解し、厳守できること

が要件とされ（同3条2項）、公判において通訳を開始する前には、裁判官が当該通訳人に対し、その資格に関して次の質問を行う。

- ・あなたの母語は何語ですか？
- ・英語と（　　）語は、どのようにして学びましたか？
- ・英語と（　　）語は、何年くらい話していますか？
- ・いずれかの言語に関して、正式な訓練を受けましたか？
　　どこで、どれくらいの期間ですか？
- ・両方の言語で書かれた文書を読解できますか？
- ・同時通訳、逐次通訳とは何ですか？
　　それに関するあなたの経験を述べて下さい。
- ・ここで通訳することに何も問題はありませんか？
　　既に彼／彼女（訴訟関係者）と実際に話をしてみましたか？
- ・これまで法廷で通訳した経験はありますか？
- ・通訳人は、証言の全てを正確に通訳すべきこと、要約してはいけないことを理解していますか？
- ・法廷通訳人行状規則（Code of Conduct of the Court Interpreters）を読みましたか？
　　その概要を言ってみて下さい。

(3)通訳人の選任

通訳人法では、州内の全ての裁判所における審問及び大陪審審問のみなら

ず、行政委員会、政府機関、州の許認可機関による聴聞も、公認（又は有資格）通訳人をつけるべき裁判手続きの範囲と規定している（同2条3項）。

通訳人法において通訳人をつけるべき対象とされているのは、「裁判手続きに関与する者のうち、英語を話し理解することが容易にできない者であって、聾啞者以外の者（同2条1項）」である。この「英語を話し理解することが容易にできない者」については、同法の制定趣旨が、この様な者の法的権利の保障にあることから、当該人の申し出に基づき、同人の出身、生育環境、教育程度等を考慮した上で判断すべきものと考えられている。

通訳人を選定する責任を有する選任権者（Appointing Authority）は、裁判所、部局、行政委員会、政府機関、許認可機関、州立法機関の管理職職員又はこれと同等の公務員とされている。

通訳人法は、専ら裁判手続きにおける通訳人の資格、業務の適正化等に関して規定するものであり、警察捜査の段階にまで裁判所管理事務局の公認（又は有資格）通訳人を使うことは要求されていない。警察捜査の段階で公認（又は有資格）通訳人以外の者を使って取調べ等を行っても、公判において当該通訳人を証人として出廷させ、その通訳の正確性、忠実性を吟味すれば足りるためである。

通訳人法に基づき選任されたすべての通訳人は、通訳を始める前に、正確、忠実に通訳する旨の宣誓をしなければならない（同5条）。ワシントン州定型的陪審説示（Washington Pattern Jury Instruction）によれば、通訳人の宣誓の代表的なものとして、次の2例が示されている。

- ・あなたは、当公判庭において、英語から（　　）語に、また、
（　　）語から英語に、あなたの能力と判断力を最大に發揮して、
忠実に通訳することを誓いますか？
- ・あなたは、すべての質問と答えを、英語から（　　）語に、また、
（　　）語から英語に、あなたの能力と判断力を最大に發揮して、
通訳することを誓いますか？

最初の宣誓文は、訴訟当事者が通訳人を必要とする場合、二番目の宣誓文は、証人が通訳人を必要とする場合に用いられる。

なお、通訳人法においては、次の要件を満たした場合に、通訳人選任権を放棄できると規定している（同 6 条）。

- ・当該英語を話さない者が権利放棄の意思を表明
- ・当該英語を話さない者が権利放棄の意味を十分に理解した上で、任意、自覺的かつ理知的に意思表明したことを見任権者が確認

ただし、権利放棄された場合であっても、選任権者の自由裁量によって、いつでも撤回し、通訳人をつけることができる。

(4) 通訳の報酬

通訳人法に基づいて選任された通訳人には、通訳業務に対して相応の報酬が支払われ、また、実際に要した費用を弁償される（同 4 条）。しかし、通訳人に対する報酬額については特段の定めがなく、通訳人を選任する機関が部内で定めた基準にしたがって支払っているのが実状である。

裁判所においては、通訳人に対する報酬として、

- ・公認通訳人の場合には、1 時間当たり 40 ドル
- ・未公認通訳人の場合には、1 時間当たり 30 ドル

及び交通実費が支払われる。また、通訳を依頼した期間（時間）より短期間（時間）に裁判が終了した場合、裁判所の都合で待ち時間を要した場合等においても、相応の報酬が保証されている。

刑事事件の被告人及び証人について通訳を行った場合の報酬・費用は、原則として裁判所が支払う。ただし、検察側が召還要請した証人に対する通訳人の報酬等は検察側から支払われる。また、民事訴訟の場合には、法廷通訳人事務所が通訳人を紹介するが、訴訟当事者が自らの負担で選任することとされている。

(5) 通訳人の倫理規則

裁判手続きに携わるすべての通訳人は、公認であるか否かにかかわらず、高位裁判所規則により定められた倫理規則を厳守しなければならない（通訳人法 8 条）。現在、ワシントン州高位裁判所において定められている「通訳人行状規則」の要旨は次のとおりである。

- ・通訳人は、国民の裁判所に対する信任を確保するため、高度の人間的・職業的規律を維持しなければならない。
- ・通訳人は、通訳に当たっては、何事も追加、省略することなく、話し手の言葉に可能な限り近い表現で、文法・文章構成を十分に考慮の上、すべての言葉を正確に通訳しなければならない。
- ・証言の持つ意味を最大限正確に通訳し、個人的な感情、姿勢を混入させてはならない。
- ・通訳人は、相手の話す外国語が容易に理解できないなど、通訳に支障があるときは、直ちにその旨を裁判官等に申し出なければならない。
- ・通訳人は、係争当事者と人間関係や利害関係があつてはならない。
- ・通訳人は、通訳した事項に関し、守秘義務がある。
- ・通訳人は、通訳に関し、他の者から働きかけ、唆し等があった場合には、直ちに選任権者に報告しなければならない。
- ・通訳人は、法的助言又は越権的な法律行為をしてはならない。

この規則の違反行為に対する直接の罰則は制定されていないが、同規則の前文には、「違反行為が認められた場合には、法廷侮辱罪、懲戒又は法に基づく他の制裁のための出廷通告の対象となる」と明記されている。

(6) シアトル市警察における通訳体制

通訳人法は、前述のとおり警察の捜査を拘束するものではないが、身柄拘束された被疑者に対する権利の告知が憲法の要請する絶対的要件となっていることから、市警察においても、英語を話さない被疑者等に対する権利告知や取り調べは、通訳人を介して行うことを基本方針としている。

① 部内職員

警察官、事務・技術職員の採用に当たっては、人種別の採用基準が法律によって定められていることもあり、実際にかなりの比率で、黒人、ヒスパニック系、アメリカインディアン、アジア系等の警察官や職員が採用されている。

市警察において2カ国以上の言語が話せるバイリンガル警察官の数は、正確には把握されていないが、例えば殺人課では約15%がバイリンガル

である。これらのバイリンガル警察官等に関するリストが通信指令課に備えられており、現場からの要請に基づいて、派遣可能な者の手配を行っている。

部内の警察官や職員を通訳として使った場合、その警察官等の勤務時間中であれば通訳報酬はないが、勤務時間外の場合には時間外手当（又は代休）が与えられる。

② 部外協力者

部外の一般人については、個々の警察官が地域活動を通じて協力者を把握しており、通信指令課からの無線による要請に応えて、個別に協力依頼している。

シアトル市においては、市民のボランティア活動への参画が活発に行われており、市警察の被害者対策部門でカウンセリング知識を有する社会人や学生がボランティアとして活躍しているように、外国語の通訳においても警察に協力したいという地域住民は少なくない。

部外の一般人に通訳を依頼した場合には、通訳人が報酬を辞退する場合を除いて通訳報酬が支払われる。市警察では報酬額を1時間60ドルと規定しているが、実際には1時間20ドル程度が支払われている。

③ 部外通訳専門業者

部外の通訳専門業者としては、AT&TのLanguage Line Service（以下「LLS」とする）に委託している。LLSは電話による通訳サービスを業としており、世界中のほとんどの国語に対応できる体制をとっている。

地域警察官等は、LLSが作成・配付している「外国語確認カード（Language Identification Card）」を携行し、必要に応じて相手に示して、相手の話す言語を確認する。同カードには、「134カ国の国名とその公用語で「あなたの話す言葉を示して下さい。通訳を呼びます。」と記載されている。

LLSの利用手順は、先ずLLSに架電し、

- ・シアトル市警察の警察官であること
- ・登録しているID番号
- ・警察官のバッジ番号

- ・通訳が必要な外国語の種類（不明の場合は「不明」又は「アジア系」等で良い。）

を交換手に伝える。対応する通訳人が電話口に出たら、警察官が要件や聴取したい事項を説明した上で、相手に電話を渡して通訳人と会話させる。そして会話終了後、警察官が電話を受け取って通訳人から通訳内容を聴取するというものである。

L L S は、顧客からの通訳要請内容を録音・保管しており、後日、通訳状況を証明する必要がある場合には、録音テープの提出及び通訳人の証人出廷にも応じている。

この L L S はかなりの頻度で活用されており、1997年1月から11月までの間の市警察の利用状況は、

- ・利用回数 1,370回（月平均 125回、1日平均 4回）
- ・利用時間 10,124分（1回平均 7分）

であり、この間の通訳料金支払額は、

- ・総額 \$ 28,374.78（約 385万 8,970円）
- ・月平均 \$ 2,580（約 35万 880円）
- ・1日平均 \$ 85（約 1万 1,560円）

である。

同年11月中の利用回数112回を言語別に見ると、その過半数がスペイン語となっている。

- ・スペイン語 59回（52,7%）
- ・ベトナム語 19回（16,9%）
- ・ロシア語 7回（6,2%）
- ・北京語 7回（6,2%）
- ・ラオス語 6回（5,4%）
- ・アルメニア語 5回（4,5%）
- ・韓国語 3回（2,7%）
- ・その他（注1） 6回（5,4%）

（注1）他の言語は、ハイチ語、広東語、ルーマニア語、ポルトガル語、日本語、エチオピア語が各1回であった。

(7) 通訳人の運用

ワシントン州及びシアトル市において通訳人の運用に従事している一線の裁判官、検察官及び警察官の意見、感想は次のとおりであった。なお、これは官公署の統一見解ではなく、あくまで話し手の私見であることを付言しておく。

① 裁判所（州高位裁判所裁判官からの聴取内容）

当州においては、1989年に法廷通訳人法を制定し、裁判手続きにおいて英語を話せない者のために十分な通訳能力を有する通訳人を選任することを制度化している。

同法は合衆国憲法の保障する国民の権利を実現するために制定されたが、「被告人の権利を守る」というためだけでなく、「裁判公開の原則」に則ったものである。合衆国では建国の当初から、裁判手続きの公開を大原則としてきた。法廷の扉には鍵をかけず、誰でも自由に傍聴できる。また、傍聴できなかつた者でも事後に訴訟記録者が記録した公判結果を入手することができる。

この裁判手続きの公開原則の一環として、裁判は最も一般的に使用されている言語、つまり英語で行われなければならない。たとえ被告人がメキシコ人で、裁判官がスペイン語を理解するとしても、裁判は英語で行われる。なぜならば、裁判の経過は法定内のすべての者が理解できるものでなくてはならないからである。したがって通訳人の選任は、ただ単に被告人の権利の保護だけを目的とするものではない。

現在の法が制定されるまでは、通訳人を選任するに当たって、その能力、資質をあまり重視せず、取りあえず確保できる通訳人で間に合わせていたのが実情である。例えば、あまり通訳能力のない者、あるいは事件の成り行きに非常な関心を持っている家族等を通訳人に選任していた。

典型的なケースは、夫が妻に暴力を振るった事件で、選任した通訳人が事件の目撃者だったり、親戚の者だったりというもので、通訳人が一方の当事者に同情するなど裁判の中立性に大きな影響が出た。

また、通訳人の数が十分に確保できていなかったことも深刻な問題であった。現在のような責任ある部署及び登録制度がなかったため、その都度

適当な通訳人を探す必要があり、多大な努力と時間を要し、公判の開始に大きな影響が出たことであった。

しかし、現行法により法廷における通訳問題は大きく改善され、裁判の公開性、公平性、迅速性が一段と保障される結果となった。この法律に基づく法廷通訳人制度は、カリフォルニア州のものと肩を並べ、合衆国内で最も進んだ制度であると確信している。

しかし、本制度にも依然として問題点がある。その第一は、通訳の正確性である。

本制度に基づく通訳人は職業通訳人であり、また、通訳を開始する前に必ず宣誓させることから、中立性という点では問題は生じない。しかし、高度の語学力を有していても、通訳すべき内容が、通訳人の文化的背景、教育程度、生活環境にそぐわない場合、誤訳の可能性が出てくる。

また、公判庭における同時通訳は非常に便利であるが、反面、瞬時に通訳しなければならないことから、表現や単語の誤用が生じることがある。実際に、当事者から通訳内容に対して誤訳が指摘される場合があり、判事としては、通訳人と当事者の双方から意見を聴き、もし当事者の意見が妥当と認められ、かつ、通訳人も納得した場合には、当事者側の意見を採用する。

いずれにせよ、通訳人を介する以上、被告人等の証言が 100% 正確に通訳されることを期待するのには無理があると認識すべきだと考えている。

問題点の二つ目は、少数民族の通訳人確保の難しさである。

当州には、世界各国から様々な人種が常に流入している。そして、一つの国で複数の言語が使用されていることも珍しくない。これらすべての言語に対応することは事実上不可能である。

法廷通訳人事務所では、裁判官等からの要請に基づき、必要な通訳人の手配を行っているが、該当する言語の通訳人が確保できない場合は、連邦裁判所や州、連邦の政府機関、当該外国語が用いられているコミュニティの関係機関あるいは民間の通訳業者等に照会するなどして、多大な労力と時間を費やしているのが実情である。

②検察（キング郡検事局検察官からの聴取内容）

合衆国の西海岸地方には東南アジアからの移民が多く、タイ人、カンボジア人、ラオス人、マレーシア人、フィリピン人、中国人等の移民が問題を起こすことが多い。移民も第二世代になると、親よりも米国の社会に慣れて、英語も話せるようになるため、家族や地域の構造がバラバラになってしまふ傾向があり、問題の根源になっている。

1987年に中国系ラオス人が被告の事件を扱った際、証人の大半がラオスの山岳民族であったが、彼らはラオスの公用語が話せず、5種類の方言を使った。証人尋問のために、方言から他の方言に通訳する通訳人、その方言からラオス公用語に通訳する通訳人、そして最後に英語に通訳する通訳人が用意され、私が被告人に質問すると、これらの通訳人が一齊に喋りだし、見ていてその光景に圧倒されたのを覚えている。1989年に法廷通訳人法が施行されてからは、裁判所が公認通訳人を確保するようになり、このようなことはなくなった。

検察官自身も、時として被疑者を取り調べることがある。検察官が法廷外で英語を理解できない者を取り調べるときは、裁判所が定める公認通訳人を使う義務はない。実務では、警察職員とか民間人を通訳人として利用している。検事局の総務担当課が通訳人の手配を行っているが、自分の言語能力を使って地域に貢献したいと考えている民間人が多く、通訳人の確保にはあまり苦労はないようである。

検察官が通訳問題を考えるときに大切なことは、ただ単に言葉だけの問題として捉えるのではなく、その人間の育ってきた環境、文化の違いを理解することが大きな力になるということを忘れてはならない。

③警察（シアトル市警察捜査担当警察官からの聴取内容）

警察としては、被疑者を逮捕した場合には、72時間以内に検察官が起訴するに足りる状況を作らなければならない。この「起訴するに足りる状況」とは、事件を完全に立証するというものではなく、目撃者からの証言を得る程度で良い。有罪獲得に必要な程度までに立証するのは後々のこととなる。

殺人事件等の場合、被疑者を逮捕後、留置場に収容する前に直ちに取り調べを行う。合衆国では、ほとんどすべてのケースで弁護士が黙秘をアドバイスするため、留置後の被疑者が黙秘してしまうからである。

被疑者を取り調べる前には必ずミランダの権利を告知するが、この際に被疑者が英語を理解しない時は通訳人が必要となる。市警察ではスペイン語等数カ国語で書かれた告知書式を準備しているが、大切なことは書式（紙）を見せることではなく、内容を理解させることである。もしも取調官が、告知内容を被疑者が理解していないと感じたならば、通訳人が来るまで取り調べを中断させなければならない。

市警察では、部外通訳業者への委託要領に関する内部規定はあるが、部内の通訳人制度は特になし。通訳人が必要な場合は、先ず、部内の警察官で通訳ができる者を探すことになる。警察官に通訳させる方が、取り調べを迅速に行えるからである。

また、部内の事務職員にも通訳のできる者がいるが、取調官の立場から言えば、取り調べにおいては通訳人であっても警察官であるという意識が大切であり、その意味から、もし選択の余地があるならば、警察官の方を通訳人に選びたい。

部内に適当な通訳人が見つからない場合には、民間人に委託することになるが、専門業者の場合は料金が高額であるだけに、通訳人の質が非常に高い。民間の通訳人に委託する際には、取調べ内容に関する守秘義務を課すとともに、素性の確かな者と長期に亘って信頼関係を築き、警察にとって使い易い通訳人の育成に努めている。

英語を話さない者を取り調べる場合には、取調べ状況をテープに録音している。ミランダ告知から録音を始め、供述は一言一句細かい点まで通訳させていている。最後に反訳させてタイプしたものを通訳人が読み聞かせる。通常、録音テープは1本しか作成しないが、検察官、弁護人等からの要求があれば、ダビングして提供している。そして元テープは、供述の証拠として公判に提出している。

現在、市警察で通訳体制の不足を実感している言語は、ベトナム語、カンボジア語、スペイン語、ロシア語、エチオピア語である。

外国語を学びたい警察官に語学研修を受けさせるプログラムを検討中であるが、予算がついていない。しかしスペイン語については、仕事上の需要が高いことから、ボランティアが週2回、警察官に実用スペイン語会話を教えてくれている。

合衆国は移民の国であるが、最近の移民家族に見られる特徴として、子供はアメリカ社会にいち早く溶け込み、英語も話せるようになるが、親たちは何年経っても英語が話せない。そこで子供は親からどんどん離れて行き、家庭も崩壊する。移民家族の親は、例えば子供が犯罪を犯したと疑っていても、英語が話せないから警察に通報したりはしない。もともと警察を信頼していないし、「うちの子供に限って」という親特有の心理から、警察に相談することさえするのが実情である。

このような地域から犯罪をなくし、あるいは犯人を検挙するための情報を集めるには、言葉のできる者を使ってその地域に入り、地域住民と信頼関係を築いていくことが重要となる。したがって外国語は、被疑者を取り調べるだけでなく、もっと広い警察活動に必要とされている。

シアトル市警察のように、世界中からの人種が混在しているような街の警察では、すべての警察官が何らかの外国語を話せる必要がある。現在でも、外国語ができる警察官はどの部署からも引く手あまたであるが、配属や昇任に関しても、外国語能力と異文化に対する知識がもっと高く評価されていくべきである。